

## 平成 30 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤谷博之 班長兼副主幹 須田益巳  
副主幹 阿部千春

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	佐々木俊哉
観光課長	池田智成	会計課長	渋谷憲夫
選挙管理委員会事務局長	須田徹	市民課長	齋藤稔
建設課長	竹内千尋	農業委員会局長	村上司
生涯学習課長	加藤淳子	図書館長	佐藤智秋
白瀬南極探検記念館長	阿部和久		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成30年6月18日（月曜日）午前10時開議

- 第1 報告第1号 繰越明許費の報告について
- 第2 議案第50号 にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定について
- 第3 議案第51号 にかほ市遊休公共施設等利活用促進条例制定について
- 第4 議案第52号 にかほ市自然エネルギーによるまちづくり基金条例制定について
- 第5 議案第53号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第54号 にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第55号 物品の取得について
- 第8 議案第56号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第57号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第10 議案第58号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第59号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第12 一般会計予算特別委員会の設置
- 第13 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから日程事項に入ります。

日程第1、報告第1号繰越明許費の報告についての報告1件、日程第2、議案第50号にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定についてから日程第11、議案第59号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての議案10件、計11件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

質疑ありませんか。

初めに、報告第1号繰越明許費の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第50号にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番齋藤光春議員。

●1番（齋藤光春君） ちょっとお伺いしたいと思います。

活性化のために大変有意義なことだと思いますけれども、この中で六つほど挙げてあります。条例の中に、規則に定めるということが再三出てまいりますけれども、こちらの方に規則なかったものですから、こういう細かな質問になりましたので御了解いただきたいと思います。その規則に定めるといふその規則っていうのは、もし提示いただければ理解ができるかと思えます。

一つ目、これ最初にお話しいただきましたけれども、一般社団法人の観光協会の方からの要請があったということから対応していきたいということだったんですけれども、これは公共な団体ということは営利団体と非営利団体があると思えます。様々な法律・条例の方見てらっしゃったと思えますけれども、ほかの団体からも例えば要請があった場合に適用するものなのか。

二つ目が、職員派遣とありますが、この条例の中には役職員という形で限定された形で出ておりますので、職員ではなくて役職員ってなされたのはどうなのか、まずそれはどのような方なのかということですね。

それから、三つ目が職員派遣の給与、支払いの方法ですね。こっち（からの）派遣ですので、そういう契約は市役所の方であるかと思えます。ただ、いずれ勤務体系とか、観光協会に行った場合、違うと思えます。土日に出たりとか、それから9時までの管理とか、それから、にかほ市の管理となれば今度防災関係ですね、消防法とか様々なことはあって、その管理もしなければいけないことになると思えますので、そちらの方の例えば通常勤務の勤務以外の給料の支払いの方法とかですね、恐らくこれは市の方から出ると思えます。それがどうなってるのかと。

それから、四つ目です、厚生関係ですね。振り替えとかですね、当然有休とかあると思えますので、そちらの方。監督権は派遣してもその団体の方にあると思えます。その勤務のシフトなんかでも全てそちらの方にやられるのかということですね。

五つ目が、団体に対する派遣になりますので、市がどれくらいの関与をしていくのか。以前にこちらの派遣した方たちとか、それから前であれば観光戦略マネージャーですか、そういう方を雇われて市の方でいろいろ関与した経緯もありますので、市としてはどれくらいまでこの団体に関与するのかという。

それから、最後六つ目ですけども、取り決めですね、団体との取り決め。特に観光協会にすぐ派遣するっていうことで、どのような取り決めになっているのか。最後の第17条にありますけれ

ども、この条例に定めるもののほかということです。事項は市長が別に定めるとありますので、団体との取り決めの関係ですね、ここら辺のところをどうなされるのかということをお聞きします。以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、齋藤光春議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、一つ目の御質問の、この条例は該当するほかの団体にも適用するものなのかについてでございますが、職員の派遣につきましては、上位法であります公益的法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び本条例の規定に該当する団体等を対象として、具体的な団体等の名称を規則に定めた上で派遣することとなります。したがって、観光協会以外の団体等も派遣の対象となり得るものでございますが、今回は規則には、にかほ市観光協会を規定するとするものでございます。

次に、二つ目の御質問の派遣職員はどのレベルの役職職員を派遣するのかについてでございますが、7月からの観光協会への職員派遣につきましては、昨年度末で定年退職し、今年度より再任用をしている職員1名を予定しております。

なお、本条例におきましては、派遣から除く職員については定めておりますが、派遣する職員の職名等については定めておりませんので、特定のレベルの役職員に限定して派遣対象とするものではございません。

次に、三つの御質問の派遣職員に対する給与の支給方法についてでございますが、本条例では二つの派遣制度について規定しておりまして、一つ目は、公益的法人に対して市職員の身分を有したまま派遣する制度、二つ目は、営利法定である特定法人に対して、一旦退職の上、派遣する制度でございます。今回観光協会への職員派遣につきましては、一つ目の市職員の身分を有したままの派遣を予定しており、その場合、給与は引き続き市から支給する予定としております。

なお、二つ目の特定法人に対する退職派遣の場合には、派遣期間中の給与は派遣先の法人が支給することとなります。

次に、四つ目の御質問の派遣職員の厚生についてでございますが、派遣職員の厚生につきましては、あらかじめ市と派遣先の団体等との間で協議し取り決めるものであります。今回の観光協会への派遣職員につきましては、基本的には引き続き市職員としての厚生事業を継続する予定としております。

次に、五つ目の御質問の派遣団体の業務への市の関与についてでございますが、派遣団体の業務への市の関与としましては、現在は観光協会と観光課で毎週火曜日に定例のミーティングを実施しております。これは、事務局長が不在となったことを受け、観光協会の業務にかかわる相談や事業の進捗状況の確認、情報の共有を図るものでありまして、適正に協会運営がなされるよう指導及び助言を行ってきております。しかしながら、主に事務の面で業務に支障を来していることから、市職員の派遣を要望されておりますので、職員を派遣することにより観光協会の業務改善に向けて支援してまいりたいと考えております。本条例案が可決され、市の職員を派遣する場合につきましては、観光協会と観光課のより強固な連携体制を確立してまいりたいと考えております。

次に、六つ目の御質問の派遣団体との取り決め事項についてでございますが、派遣職員が派遣先で従事する業務内容等について、法に基づきあらかじめ派遣先の団体等の中で取り決めに締結することになります。先ほど申し上げましたとおり、派遣先での業務内容のほか、福利厚生に関する事項や派遣先での業務の従事状況の連絡に関する事項などをあらかじめ取り決めることにしております。現在、本条例案が可決前であることから、観光協会と具体的な取り決め事項などはございませんが、本条例案を可決いただきましたら速やかに観光協会と協議を行い、取り決めに締結してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） どうもありがとうございます。いずれ今の件に関しましては、先ほどお話ししましたとおり規則に定めるというのが、これが条例が決まった上で定めるということの認識でよろしいでしょうか。また、その観光協会とのその取り決め事項もその後で詳しくやると。ただ、時間的に7月1日から派遣するって何か前にお話しませんでしたでしょうか。そうしますと時間がないので、そこら辺のところの審議もですね、内容なんかもしっかりわからなければ、我々、果たしてこれいいのかどうかということもありますし、市からの派遣ですのでね、その辺のところはお知らせいただければと思います。

それから、定年退職された再任用の方ということなんですけれども、こちらの方、採用されてるってことですので派遣という形になるかとは思いますが、向こうからの要請で、例えば推薦するというような形になっていきますと、問題になった天下りとかですね様々な問題なんかも絡んできます。そういうことのないように、しっかりとこの派遣に関しては審議していただければと思います。

それから、もう一つがですね、先ほど言いました給料体系のことなんです、観光協会の方の勤務体系変わってきますよね。そのときの例えば時間外手当とかそういうのも含めたその取り決めというのがなされるかということもお願いしたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 再質問でございますが、規則につきましては、ただいま案を作成中でございまして、委員会では提示してまいりたいと思っております。

取り決め事項につきましては、議会を通りましたら、可決いただきましたら、条例・規則とともに観光協会と取り決め事項を定めてまいりたいと考えております。

それから、再任用職員を派遣するということで、天下りとかにならないようにというお話でございますが、あくまでも再任用職員であっても天下り等ではなくて観光協会への支援ということでございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

それから、時間外手当につきましてはでございますが、勤務時間などについてでございますが、これもあくまでも市の方で支払っていきたく思っているところでございます。シフト等につきましては、まあ観光協会との取り決め事項の中で決めてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） いずれ派遣される方の不利益にならないようにですね、しっかりとした条例をしていただきたい。まあ私見ということですが私も経験しておりますので、ぜひそこら辺は派遣される職員の方をよく考えた上での派遣という形にしていただければよろしいんじゃないか。また、お互いに業務が遂行しやすいような申し合わせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号にかほ市遊休公共施設等利活用促進条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番齋藤光春議員。

●1番（齋藤光春君） 遊休の公共施設ですけど、どんどん活用していただいた方が地域活性化になると思いますから大いに結構なんですけど、現在のところ、どのような団体の方からですね、こういう（活用の）要請とか要望があるものかお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（佐藤次博君） それでは、齋藤光春議員の御質問にお答えいたします。

条例制定後に公募することになりますから、現段階で利用希望を表明している団体はございません。しかし、遊休施設の利用についてのお問い合わせをいただいている団体は数件ございます。例えば福祉施設関係の団体からも御相談をいただいております。条例制定後は速やかに遊休施設の有効活用に向けて手続を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 数件あるということですので、ぜひとも活動ができて活性化できるようにですね、その団体さんの方に有益なような活用の仕方をさせていただければ、もっともっと市民の方も喜ぶんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号にかほ市自然エネルギーによるまちづくり基金条例制定についてから議案第56号、平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてまでの議案5件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第52号から議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。12番佐々木正勝議員。

●12番（佐々木正勝君） 議案番号、第57号、議案名、平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）、歳入の7ページ目、7款1項1目総務債の1節施設管理費、小出診療所冷暖房設備改修事業、補足として歳出の8ページ目、1款1項1目一般管理費の13節及び15節工事請負費についてですが、金額が大きい改修事業なのに、なぜ本予算でなく今のタイミングの補正予算となったのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、佐々木正勝議員の御質問にお答えいたします。

市では、高額な建築設備工事等に関しましては、基本的に設計を委託し、工事設計額が決まった段階で予算を措置し実施することとしております。そうしたことから、小出診療所冷暖房設備改修事業についても、当初予算に設計委託料を計上し、事業費が決まったことにより財源となる起債を含め今回補正予算を計上したものでございます。説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） この改修事業の検討案が一番最初出た時期はいつ頃ですか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 改修案が一番最初に出た時期というのは、昨年度故障というものが起きました。そのタイミングで改修に向けての検討をとということになっております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） その頃から検討、改修というのを進めるっていうことはしなかったのですか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 昨年度から検討いたしまして、今年度の当初予算に計上し実施するというふうなことで行ってまいりました。

●12番（佐々木正勝君） 終わります。

●議長（佐藤元君） これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。4番伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 2款1項1目15節工事請負費についてです。緊急対応と含めると、金額としては1億3,241万4,000円と多額な歳出になっています。

破損の原因は何なのか。

管理、点検は今までどのように行われてきたのか。

今後の対応について伺います。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、伊東温子議員の質問にお答えいたします。

今回破損した路線は、平成8年4月に完成し、平成10年4月より供用開始しているコンクリート製の下水道管です。

破損の原因ですが、汚水から発生する硫化水素の影響により管路腐食したことによるものです。

管理、点検についてですが、全国的に下水道管の老朽等に起因した道路陥没が発生していることから、平成27年に下水道法が改正され、腐食しやすい箇所については5年に1回以上の点検が義務づけられております。にかほ市におきましても、平成29年度より腐食しやすい箇所の管口カメラ調査による点検を実施しております。今回破損した箇所についても今年の1月に点検しており、判定結果は、表面が荒れている状態であるが、特に緊急性のある異常は確認は確認されておりました。

今後の対応についてですが、管渠も含めた下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った施設の更新計画の策定、ストックマネジメントを実施し、平成28年度から取り組んでおります。この方針に基づいた事業計画によりまして、国の交付金を活用しながら施設の更新を行ってまいります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） その腐食しやすい場所、そういうところはどこなのか。

それから、計画の中で優先順位を決めていくとありますけれども、それはどういうふうな基準で行われていくのか。

それから、今後もこういう交付金があるとはいいながら、これどのくらいの交付金なのかっていうことも含めながら、多大な出費になっていくと思いますけれども、年間どのくらいのその工事を計画しているかお知らせください。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それではお答えいたします。

腐食しやすい場所ですけれども、コンクリート管の場合は、中継ポンプより圧送されたマンホールの出口、それからマンホールに高低差がある場合、いずれも空気に触れるためにそこで多量の硫化水素が発生すると言われております。

それから、優先順位につきましては、コンクリート管につきましては判定が3段階ございまして、ABC判定でAが一番判定が悪いわけですけれども、Aは鉄筋が見える場合、Bが骨材がぼろぼろになっている場合、それからCに関しましては表面が荒れた状態というようなランクづけがなっておりますので、それぞれのランクによって優先順位を決定してまいります。

施設につきましては、現在、平成30年度、本年度でございますけれども最終年次で施設の老朽状態を確認しておりますので、それぞれの優先順位をつけて施工してまいります。

それから、交付金につきましては、国の交付金率は55%となっております。ただし、毎年、市の予算からどれぐらいの整備費を投入できるかのところの協議はこれから行いますので、年間幾らかけるという金額につきましては、今後の検討課題となっております。以上です。

●議長（佐藤元君） これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

日程第12、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第56号の審査のため、議長を除く17人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。



一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。8番渋谷正敏議員。

しばらく休憩します。

午前10時26分 休 憩

---



.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

### 欠席委員（なし）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

### 説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博

総務課長	佐々木 俊 孝	総合政策課長	佐々木 俊 哉
観光課長	池田 智 成	会計課長	渋谷 憲 夫
選挙管理委員会事務局長	須田 徹	市民課長	齋藤 稔
建設課長	竹内 千 尋	農業委員会局長	村上 司
生涯学習課長	加藤 淳 子	図書館長	佐藤 智 秋
白瀬南極探検記念館長	阿部 和 久		

.....

午前10時31分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に3番小川正文委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、11番佐藤治一委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（渋谷正敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員、副委員長には11番佐藤治一委員が決定しました。

3番小川正文委員、11番佐藤治一委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時33分 休 憩

---

午前10時34分 再 開

【一般会計予算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長にただいま指名されました小川です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小

委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第56号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いをしたいと思います。これについて御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前10時35分 散 会

.....

---

午前10時36分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第50号から議案第59号までの10件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第4号から陳情第7号の4件は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時37分 散 会

---